

第4部 国際関係の動き

第19章 概括

第1節 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言

2008年の世界的な金融危機以来、G20や金融安定理事会（FSB）などの場において包括的な規制改革が進められてきた。規制改革は金融システムの強靱性を高める上で一定の成果を上げたと考えられる一方、近年に至ってもなお新規制の策定が続けられており、成長資金の供給や市場の流動性への影響も懸念される状況にあった。

このような状況を踏まえ、金融庁は国際的な規制改革に関して以下の点をG20やFSBの場で主張するとともに、国際コンファレンスにおける講演や海外メディアへの寄稿を通じて問題提起してきた（※）。

- ① 経済の持続的成長と金融システムの安定を両立できる規制とすべき
- ② 新たな規制を際限なく策定し続けるような状況は終わりにすべき
- ③ 規制の複合的な効果と副作用について検証すべき

※ 金融庁長官の英文講演について2016事務年度の主なものは、2017年5月「Will FinTech create shared values?」（於 コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス）、同「A brake pedal alone cannot guarantee safety」（於 国際金融協会（IIF）春季総会）、2016年11月「Between the past and the future」（於 国際銀行協会（IBA）年次総会）等。（金融庁ホームページ参照（http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/index_kouen.html）。）なお、2017年5月26日にフィナンシャル・タイムズ紙に「A holistic approach to future-proofing the financial system」を寄稿した。

最近ではこうした問題提起に沿った動きが国際的にも見られている。例えば、G20首脳声明は、成長と安定の両立の必要性について指摘しており、FSBは、今後は規制の影響評価に活動の焦点を移していく旨を公表している。

一方、以下の点についての意見発信も進めているところ、支持も見られるものの、国際的な共通認識となるには至っていない。

- ④ 議論の重点を、新たな規制の策定から監督のあり方に移すべき（「静的な規制から動的な監督へ」）
- ⑤ 特に、共通価値の創造や金融仲介の質の向上につながるような監督のあり方を模索すべき

今後も、こうした課題に関する国内の議論も踏まえつつ、金融規制・監督のあり方に関する国際的な提言を続けていく。

また、残された具体的な改革項目については、バーゼルⅢ（銀行の自己資本比率規制に関する国際的枠組み）に関して、規制の不透明性を払拭するため、銀行セクターの資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなく早期に適切な形で最終化が図られるよう、継続的に交渉している。現在策定中の保険会社の「国際資本基準（ICS）」に関しては、保険監督者国際機構（IAIS）に意見書を提出し、保険会社の健全性や社会的な役割、金融市場の安定に意図せざる影響を与える可能性に留意するよう提言した。

なお、2016 事務年度においては、IMFによる金融セクターの評価（FSAP）を受け、対日4条協議において少子高齢化・低金利環境が我が国金融システムにもたらす課題への対応につき様々な提言を受けている（※）。今後、これらの提言を国内金融行政の改善に活用していく。

※ 主な提言としては、金融機関の新たな課題・リスクに対応するための金融監督の枠組みの強化（リスク・ベースの健全性監督の体制整備等）、マクロ経済や人口動態が金融機関に与える影響についての金融機関との深度ある対話、金融機関の存続可能性に関する懸念が見いだされた場合の迅速な対応、危機管理・破綻処理の枠組みの更なる強化がある。

金融規制改革に関する金融庁の問題提起と国際的な動向

| 金融庁の問題提起 | 国際的な動向の例 |
|--|---|
| ①経済の持続的成長と金融システムの安定を両立できる規制とすべき | ○G20 首脳声明は「開かれた強靱な金融システムは、持続可能な成長を支えるために極めて重要である」として、成長が目的であり金融システムの安定は手段である旨を明示 |
| ②新たな規制を際限なく策定し続けるような状況は終わりにすべき | ○G20 首脳声明は「合意されたG20 金融セクター改革の課題の最終化」を行う旨を明示 |
| ③規制の複合的な効果と副作用について検証すべき（一般均衡的な分析を含む包括的な影響評価） | ○FSBIは、一般均衡的な分析を含む規制改革全体の包括的な影響評価の枠組みを公表 ○G20 首脳声明は「金融規制改革の影響を評価するためのFSBIの作業及び実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを支持する」旨を明示 |
| ④議論の重点を、新たな規制の策定から監督のあり方に移すべき（「静的な規制から動的な監督へ」） | ○欧州議会決議は、静的な規制は動的な監督に補われなければならない旨言及 ○バーゼル銀行監督委員会議長は、「規制改革作業を終え、前に進み、実施と監督に注力すべき」旨を発言 |
| ⑤特に、共通価値の創造や金融仲介の質の向上に繋がるような監督のあり方を模索すべき | |

第2節 国際的なネットワーク・協力の強化

金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、当局間の国際的なネットワーク・協力をさらに強化する必要性が高まっている。金融庁は、テクノロジーの進化や世界経済における新興国の存在感の高まりなども踏まえ、2016 事務年度において以下の取組みを行った。

I テクノロジーの進化も踏まえた監督協力の強化

フィンテックについての取組みに関する当局間の連携をさらに強化する目的から、前述のとおり、英国金融行為規制機構（2017 年3月）、シンガポール金融管理局（同年3月）及びオーストラリア証券投資委員会（同年6月）との間で、新たな書簡交換（EOL）を実施した。今後、この枠組みに基づき、相手国市場への進出を希望するフィンテック企業を当局間で相互に紹介する取組みや、それぞれの市場における金融サービスのイノベーションに係る情報を当局間で共有する取組みを推進していく。

加えて、オーストラリア健全性規制庁（2016 年8月）、米国ニュージャージー州銀行・保険局（同年10月）、イラン・イスラム共和国中央銀行（2017 年2月）、フランス健全性監督破綻処理機構（同年3月）、ベルギー国立銀行（同年3月）との間で監督協力を係る書簡交換を行い、当局間の連携をさらに拡大した。

金融庁は、こうした新しい協力枠組みの構築のほか、二国間協議や個別金融機関に係る監督カレッジの開催などを通じ、最新の金融規制・監督の動向や、個別金融機関の経営内容・監督上注視すべき点などについて当局間で情報・意見交換を行っている。

II 新興国との技術協力・交流の強化

金融庁は、アジア諸国の当局との間で金融技術協力を係る書簡交換（EOL）を行って長期的な協力枠組みを構築し、本邦金融機関等の意見を幅広く聴取しつつ、ミャンマー、タイ、インドネシア、ベトナム等に対して技術協力を実施してきた。

例えばミャンマーに関しては、現地の証券市場整備を支援するために金融庁職員を長期専門家として派遣しており、2016 年3月にはヤンゴン証券取引所において実際に取引が開始された。2016 事務年度においては、同取引所における上場企業数の増加や、不公正取引への対策のための取組みを行った。

また、金融庁は、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として、金融連携センター（※）の運営も行っている。

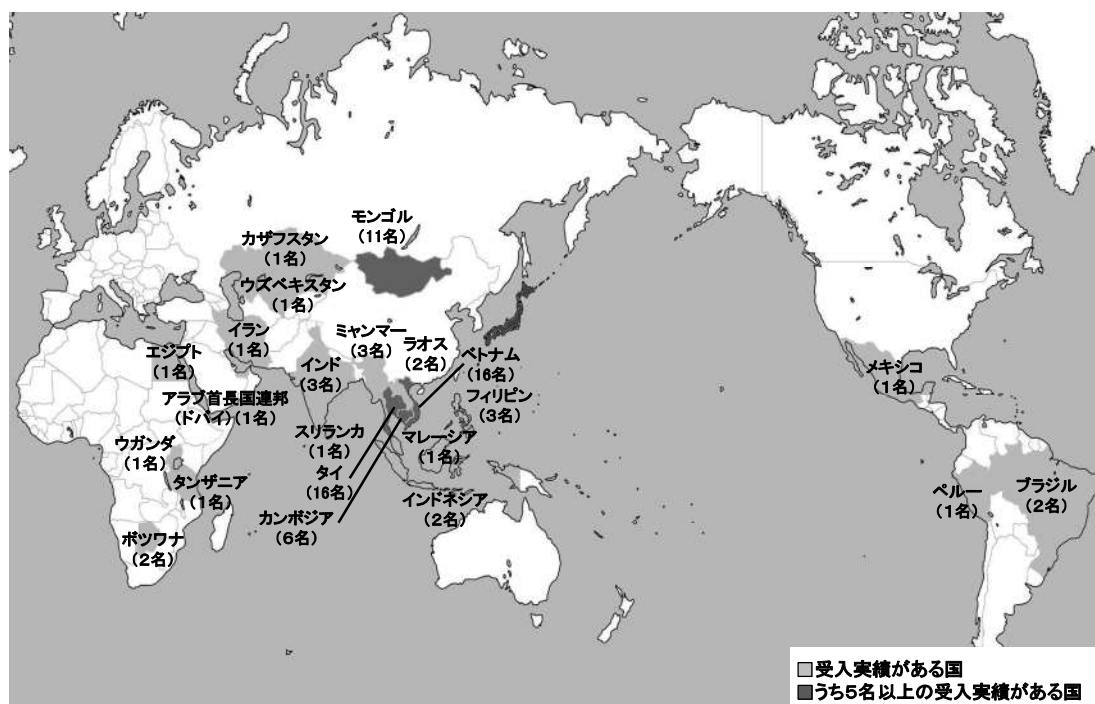
※ 2014 年4月に「アジア金融連携センター」（AFPAC）として設置。2016 年4月に「グローバル金融連携センター」（GLOPAC）に改組し、支援対象地域

を拡大（中東・アフリカ・中南米も追加）。

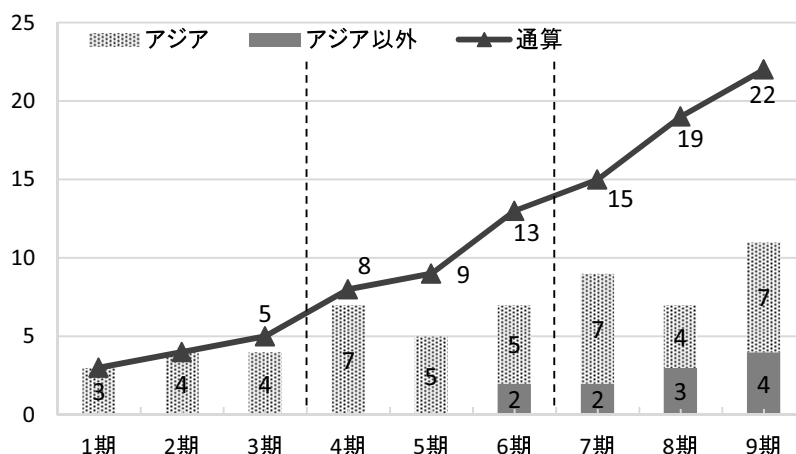
金融連携センターにおいては、新興国の銀行・証券・保険当局などの職員を研究員として日本に招聘し、招聘期間（通常2～3ヶ月）中、他省庁や民間金融機関等とも連携して、各研究員の関心分野に応じたオーダーメイド型の研修プログラムを提供している。金融連携センターでは、2014年4月の設置以降2017年5月末までの間に、22の国と地域から累計77名を受け入れた。

この間、金融連携センターの運營業務の改善を重ね、現在では渡航・滞在サポートなどの面において、研究員からの改善要望はほとんど聞かれなくなり、同センターの立上げ段階は完了したと考えられる。

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況



金融連携センターにおける参加者の出身国・地域の数



一方で、研修プログラムの内容はさらに強化していく必要がある。すなわち、各研究員の関心分野にきめ細やかに応じた金融庁職員との対話の充実や、過去に受け入れた研究員（卒業生）のネットワークの維持・強化が課題であり、2016 事務年度においては、新たに、卒業生を再招聘して当庁職員や現役生との面談（ホームカミングプログラム）を実施するとともに、現地における卒業生同窓会を開催した。今後もこうした課題の改善に一層注力し、新興国における知日派の育成を推進していく。